

ケベック州キャップ・アンド・トレード制度規則¹の概要

平成 24 年 2 月 23 日
環境省市場メカニズム室

2011 年 12 月 14 日、カナダのケベック州政府は、“Regulation respecting a cap-and-trade system for greenhouse gas emission allowances”と題するキャップ・アンド・トレード型排出量取引制度規則を採択した。同州は、米国カリフォルニア州及びカナダ 4 州²が参加する西部気候イニシアティブ（Western Climate Initiative, WCI）に 2008 年から参加しており、今回採択された規則は、WCI が発表した制度設計³に基づき策定されている。

採択された規則より、同州のキャップ・アンド・トレード型排出量取引制度の概要をまとめる。

対象	期間 ⁴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守期間は 2013 年から開始（一部の部門は 2015 年から対象となる）。 ・ 遵守期間は 3 年間（ただし、第 1 遵守期間は、2013 年 1 月 1 日～2014 年 12 月 31 日の 2 年間）。 						
	対象ガス ⁵	GHG7 ガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃ ）。						
	制度対象者の対象部門／対象となる時期 ⁶	<p><2013 年（第 1 遵守期間）から対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の要件を満たすエネルギー・産業部門の事業者（75 者⁷）が対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2012 年 1 月 1 日時点において、以下の（A）～（F）の活動を行う施設を運営し、2009～2011 年のいずれかの年の排出量が年間 25,000t-CO₂ 以上の事業者。ただし、バイオマスの燃焼由来の排出等は除く。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部門</th> <th style="width: 50%;">対象となる排出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（A）採鉱、採石、石油及び天然ガス採掘</td> <td>天然鉱物の採掘による排出</td> </tr> <tr> <td>（B）発電、送電、配電</td> <td>発電、発電施設から配電センターへの送電、最終消費者への配電による排出</td> </tr> </tbody> </table>	部門	対象となる排出	（A）採鉱、採石、石油及び天然ガス採掘	天然鉱物の採掘による排出	（B）発電、送電、配電	発電、発電施設から配電センターへの送電、最終消費者への配電による排出
	部門	対象となる排出						
（A）採鉱、採石、石油及び天然ガス採掘	天然鉱物の採掘による排出							
（B）発電、送電、配電	発電、発電施設から配電センターへの送電、最終消費者への配電による排出							

¹ Regulation respecting a cap-and-trade system for greenhouse gas emission allowances
<http://www.mddep.gouv.qc.ca/changements/carbone/reglementPEDE-en.pdf>

² 2012 年 2 月現在の参加州は、ブリティッシュコロンビア、マニトバ、オンタリオ、ケベック州

³ 環境省「西部気候イニシアティブ（WCI）における排出量取引制度の制度設計の概要」

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/os-info/mats/usa-wci20101129.pdf>

⁴ “Regulation respecting a cap-and-trade system for greenhouse gas emission allowances,” § 3

⁵ § 3

⁶ § 2、§ 19

⁷ <http://www.mddep.gouv.qc.ca/changements/carbone/Systeme-plafonnement-droits-GES-en.htm>（2012 年 2 月 6 日アクセス）

		<p>(C)天然ガス供給</p> <p>(D)蒸気及び冷暖房供給</p> <p>(E)製造</p> <p>(F)天然ガスのパイプライン輸送</p> <p>本管システムによって、天然又は合成ガスを最終消費者に供給する際に生じる排出（他者が運営する供給システムを通じて天然ガスの販売する場合も含む）</p> <p>蒸気及び冷熱風の製造並びに供給による排出</p> <p>セメント、鉄鋼、石灰、水素、アンモニア、アルミニウム、紙パルプ等の製造による排出</p> <p>ガス田又は処理プラントから地域供給システムへの天然ガスのパイプライン輸送の際に生じる排出</p> <p>➤ 州内において自らが消費又は販売する目的で、州外⁸で発電された電力（年間 25,000t-CO₂ 以上の排出に相当）を輸入する事業者。</p> <p><2015年（第2遵守期間）から対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ガソリン、ディーゼル燃料、プロパンガス、天然ガス、及び暖房用燃料を供給し、2012年又は2013年の当該燃料に関連する排出量が年間 25,000t-CO₂ 以上の事業者。ただし、航空燃料及び船舶用バンカー燃料等は除く。 																	
排出枠	州全体の削減目標 ⁹	ケベック州の温室効果ガス（GHG）排出量を2020年までに1990年比で20%削減する。																	
	排出枠総量の設定 ¹⁰	<p>州のGHG削減目標を踏まえ、州政府は各期間における排出枠総量を決定する。</p> <p>※2011年12月16日、州環境省（Ministry of Sustainable Development, Environment and Parks）は下表に示す2013～2020年の排出枠総量案を発表し、60日間の意見募集を開始している¹¹。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>排出枠総量（百万t-CO₂）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013</td> <td>23.7</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>63.6</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>61.0</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td>58.5</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>56.0</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>53.4</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>50.9</td> </tr> </tbody> </table>	年	排出枠総量（百万t-CO ₂ ）	2013	23.7	2014	23.3	2015	63.6	2016	61.0	2017	58.5	2018	56.0	2019	53.4	2020
年	排出枠総量（百万t-CO ₂ ）																		
2013	23.7																		
2014	23.3																		
2015	63.6																		
2016	61.0																		
2017	58.5																		
2018	56.0																		
2019	53.4																		
2020	50.9																		
排出枠の設定方法		<ul style="list-style-type: none"> 上記で決定した排出枠総量は、州が管理するリザーブ口座、割当口座、オークション口座に振り分け、（1）無償割当、（2）オー 																	

⁸ Environment Quality Act, § 46.14に基づき、キャップ・アンド・トレード制度の調和及び統合のためケベック州と協定を結んだ州等を除く。

⁹ <http://www.mddep.gouv.qc.ca/changements/carbone/index-en.htm>（2012年2月6日アクセス）

¹⁰ “Environment Quality Act,” § 46.7

¹¹ 2012年2月8日、ケベック州環境省より資料提供。

クション、(3) 固定価格販売により割り当てる¹²。

- ▶ リザーブ口座には、各年における排出枠総量から、2013～2014年は1%、2015～2017年は4%、2018～2020年は7%、2021年以降は4%を取り置き、同口座内の排出枠は、固定価格販売、又は無償割当の調整に用いる。
- ▶ 割当口座には、制度対象者に対する無償割当に必要な量の排出枠を入れる。
- ▶ オークション口座には、リザーブ口座及び割当口座に入れられず残った排出枠を入れ、オークションにかける。

(1) 無償割当¹³

- ・ 無償割当の対象となる活動は、以下のとおり。
 - ▶ 採鉱及び採石（石油及びガスを除く）
 - ▶ 2008年1月1日より前に締結した契約に基づき販売される電力で、契約期間を通じて固定価格で販売され、キャップ・アンド・トレード制度の導入コストが価格に反映される可能性がないもの
 - ▶ 州外¹⁴で発電された電力の州内における消費又は販売目的での獲得
 - ▶ 蒸気及び冷暖房の供給
 - ▶ 製造
- ・ 無償割当量は、39の活動タイプごとに設定する原単位目標（intensity target）に基づき算出される。
- ・ 毎年1月12日に当該年における各事業者の無償割当量の75%を各事業者の一般口座へ発行し、残りの25%については当該年の排出量の報告後に調整が行われ、翌年の9月1日に発行する。

(2) オークション¹⁵

- ・ 制度対象者及び取引参加者は、下記の要領で開催されるオークションにて排出枠を購入することができる。購入した排出枠は、応札者の一般口座に移転される。

時期	年間最大4回
方式	単一回封印入札均一価格方式
販売される排出枠	・ ビンテージの異なる排出枠を販売する。 ・ 過去のオークションで売れ残った排出枠も販売可

¹² § 38

¹³ § 39～§ 44

¹⁴ 州外とは、ケベック州を除くカナダ国内の州又は地域、又は発電を対象としたキャップ・アンド・トレード制度を構築した州（ただし、Environment Quality Act, § 46.14に基づき、キャップ・アンド・トレード制度の調和及び統合のためケベック州と協定を結んだ州等を除く）。

¹⁵ § 45～§ 55

	能。
販売単位	1,000t-CO ₂
参加者	制度対象者及び取引参加者（オークションの30日前までに応札者としての登録が必要）
最低価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年に開催するオークション：10ドル/t-CO₂ ・ 2013年以降は、毎年5%+調整率（州の消費者物価指数の年次変化により算出）分、最低価格を上昇させる。
購入上限	2014年までに開催するオークションに購入上限を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年及び2014年の排出枠：①制度対象者（上述の(A)～(F)に該当する者）はオークションにかけられる排出枠の15%、②電力輸入事業者は制限なし、③取引参加者は同4%まで購入可能。 ・ 2015年以降の排出枠□25%
収益	Green Fundへ拠出し、GHG削減施策等に利用
<p>(3) 固定価格販売 (sale by mutual agreement) ¹⁶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度対象者のうち、自らの一般口座に排出枠を保有していない事業者は、下記の要領で販売される排出枠を固定価格で購入することができる。購入した排出枠は、購入者の遵守口座に移転される。 	
時期	年間最大4回
方式	固定価格販売
販売される排出枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ リザーブ口座に保有する排出枠を3つのカテゴリーに均等に区分し、それぞれ異なる価格にて販売する。 ・ 過去の固定価格販売で売れ残った排出枠も販売可能。
販売単位	1,000t-CO ₂
参加者	制度対象者のみ（販売の2週間前までに購入者としての登録が必要）
販売額	販売価格は、3種類（カテゴリーA：40ドル/t-CO ₂ 、B：45ドル/t-CO ₂ 、C：50ドル/t-CO ₂ 。2014以降、毎年5%+調整率を加算し段階的に上昇）あり、参加者はいずれの価格帯にも応札可能。
収益	Green Fundへ拠出し、GHG削減施策等に利用
バンキング	規定なし
ボローイング ¹⁷	遵守期間をまたいでボローイングすることは不可
遵守オプション ¹⁸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守には、本制度の排出枠のほか、早期削減クレジット、オフセット・クレジット、他制度の排出枠を用いることができる。ただし、オフセット・クレジットについては、遵守義務量の8%を利用上限とする¹⁹。 <p><早期削減クレジット (early reduction credit) ²⁰></p>

¹⁶ § 56～§ 64

¹⁷ § 20

¹⁸ § 37

¹⁹ § 20

²⁰ § 65～§ 70

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期削減クレジットは、2013 年から対象となる上述の (A) ～ (F) の事業者に対して発行される。主な要件は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 削減が事業者による直接的な行動／決定により、自らの制度対象施設で行われ、2008 年 1 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日までに開始されたこと（ただし、施設内の輸送活動及び炭素隔離による削減は除く） ▶ 削減が事業者に帰属し、立証可能であること ▶ 削減が生産量の減少、施設の閉鎖、又は州内外の他の施設における排出量の増加によりもたらされたものでないこと ▶ 削減が自主性、永続性、不可逆性、追加性、検証可能性といった要件を満たしていること ▶ 他のキャップ・アンド・トレード制度や排出削減プログラムによる資金やクレジットの発行を受けていないこと ・ 早期削減クレジットの申請は 2012 年 12 月 31 日まで受け付け、当該クレジットは、2013 年 9 月 1 日までに対象事業者の一般口座に発行される。
算定報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別途策定される規定に従い、排出量の算定・検証・報告を行う。 ・ 毎年 6 月 1 日までに前年の排出量に関する検証済み報告書を提出する²¹。ただし、2012 年の排出報告書は、2013 年 9 月 1 日までに提出する。
償却 ²²	遵守期間終了後の 10 月 1 日までに、当該遵守期間における検証済み排出量実績と同量の排出枠を償却しなければならない。
罰則規定 ²³	十分な排出枠を償却しない事業者に対しては、不足する排出枠の 3 倍の排出枠／クレジット（本制度の排出枠又は早期削減クレジットのみ利用可能）を提出。
登録簿 ²⁴	排出枠の追跡システム（public register）を整備する。

²¹ “Regulation respecting mandatory reporting of certain emissions of contaminants into the atmosphere,” Division II.1

²² § 20

²³ § 22

²⁴ § 35